

東海市条例第 18 号

東海市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

東海市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 44 年東海市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別表中

3 0 年以上	
円	
9 7 9, 0 0 0	
9 0 9, 0 0 0	
8 4 9, 0 0 0	
8 0 9, 0 0 0	
7 3 4, 0 0 0	
6 8 9, 0 0 0	

を

3 0 年以上 3 5 年未満	3 5 年以上
円	円
9 7 9, 0 0 0	1, 0 7 9, 0 0 0
9 0 9, 0 0 0	1, 0 0 9, 0 0 0
8 4 9, 0 0 0	9 4 9, 0 0 0
8 0 9, 0 0 0	9 0 9, 0 0 0
7 3 4, 0 0 0	8 3 4, 0 0 0
6 8 9, 0 0 0	7 8 9, 0 0 0

に改

める。

附 則

この条例中別表の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 8 条第 1 号の改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。